

平成24年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成24年12月20日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世  
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎  
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男  
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二  
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉  
 11番 立入三千男 12番 太田 健一  
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄  
 15番 田中 孝嗣 16番 三和 郁子  
 17番 鈴木 市朗 18番 内田 聡史  
 19番 田中 良隆 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	若井 美園

## 議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第92号から議第112号まで及び請願第3号

(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他21件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議第113号

(工事請負契約について(篠原小学校管理棟改築(建築主体)工事))

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 議第114号

(野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて)

提案理由説明、質疑、討論、採決

追加日程第3 発議第5号から発議第7号まで

(野洲市議会基本条例の一部を改正する条例 他2件)

提出者説明、質疑、討論、採決

追加日程第4 意見書第16号から意見書第19号まで

(米兵犯罪の根絶を求める意見書(案)他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

追加日程第5 特別委員会審査報告

追加日程第6 湖南行政組合議会議員の補欠選挙について

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(開会)

○議長(三和郁子君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

野洲市議会の最高規範であります議会基本条例が去年の4月1日に施行されて、もう1年8カ月になります。この議会の最高規範でありますその第9章、25条からなる、その中身がペーパーだけで走るのではなくて、充実した中身で今後も進めていきたいと思っております。議員の皆さんにおかれましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を

開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあったものの職氏名は、12月10日と同様であります。配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第11番、立入三千男議員、第12番、太田健一議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、各委員長より委員会審議結果報告書が提出されておりますので、議第92号から議第112号まで及び請願第3号、平成24年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他21件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第1番、矢野隆行議員。

○1番(矢野隆行君) 1番、矢野隆行でございます。

去る12月6日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第100号、野洲市暴力団排除条例の一部を改正する条例、議第101号、野洲市証人等実費弁償に関する条例の一部を改正する条例、議第105号、財産の無償貸付について、議第106号、滋賀県自治会館管理組合規約の変更について、議第107号、滋賀県自治会館管理組合の解散に関する協議につき議会の議決を求めることについて、議第108号、滋賀県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議につき議会の議決を求めることについて、議第109号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更について、議第110号、滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の増加及び滋賀県市町村職員退職手当

組合規約の変更について、以上8件を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

去る12月6日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第102号、野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例、議第111号、湖南広域行政組合規約の変更について、以上2件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、坂口哲哉議員。

○10番（坂口哲哉君） 10番、坂口哲哉です。

去る12月6日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席

を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第103号、野洲市下水道条例の一部を改正する条例、議第104号、野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第112号、市道路線の認定及び廃止について、以上3件を議題として説明を受け、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(三和郁子君) これより環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

第19番、田中良隆議員。

○19番(田中良隆君) 19番、田中良隆でございます。

去る12月6日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日、12日及び13日に各分科会を、また18日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第92号、平成24年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、議第93号、平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第94号、平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第95号、平成24年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第96号、平成24年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第97号、平成24年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)、議第98号、平成24年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第99号、平成24年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)、以上8議案を議題といたしまして、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、全議案とも全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会の付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(三和郁子君) これより予算常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第92号から議第112号まで及び請願第3号の各議案について討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、順次発言を許します。

まず、第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 19番、田中良隆でございます。

生活保護の基準の引き下げをしないことなど国に意見書提出を求める請願書に対する反対の討論を行います。

長引く景気の低迷、特にリーマンショック以降の経済情勢の悪化により、生活保護受給者は年々増加をしています。と同時に、国民の生活保護制度に対する不信感が問題となっております。働けるにもかかわらず生活保護を受給している者がいる、また自分で保険料を納付した年金及び自らの労働で得る賃金と比較して保護費が高い、こうしたことが国民の不信感として広まっております。

この不信感は、まじめに働き、自らの力で生活をしていこうとする心を阻害し、さらに生活保護受給者の増加へとつながっていくものです。また、生活保護を本当に必要とする者に対する非難や偏見を生むことにもなります。

現在、問題となっている年金や最低賃金との関係を見ながら、保護基準の適正化を図ることや不正受給の防止対策を行うことは、生活保護制度を公正、公平な制度として本来の機能を取り戻すことにつながるものと考えます。

以上のことから、本請願項目の内容については、生活保護制度の問題点をますます大きくするものであると危惧をいたします。私は、現在国が行おうとしている適正化に向けた見直しを見守り、国民の不信感が払拭され、保護されるべき人が保護される、そうなることを期待したいと思います。よって、本請願には反対するものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（三和郁子君） 次に、第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、請願第3号、生活保護基準の引き下げをしないことなど国に意見書提出を求める請願書についての賛成討論を行います。

深刻なデフレ不況の中、暮らしと営業、雇用は深刻な事態であり、厚生労働省の発表によりますと、ことし6月時点で生活保護受給者は全国で211万人を超えています。近年の急激な受給者の増加は本市でも同様であります。全国的な受給者は今言いましたように211万人を超えていますが、生活保護基準以下、すなわち生保の対象でありながら受給

していない人たちも多く存在しているのが現状であると言われております。

このような中、去る16日の衆議院選挙で、政権は民主党政権から自公政権に変わりますが、去る8月17日に政府が平成25年度予算の概算要求組替基準についてを閣議決定しています。これによりますと、生活保護の見直しを初めとする社会保障について、極力圧縮に努めることが明記されています。具体的には、請願書にも書かれていますが、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会において検討がなされ、ことし7月5日に発表しました生活支援戦略中間まとめでは、一般低所得者世帯の消費実態との比較検証を行い、今年度を目途に結論をとりまとめるとされ、さらに厚労省の平成25年度予算概算要求事項に、生活保護費の抑制をするため予算編成過程で検討するとしています。このような一連の動きから、このままでは来年度予算編成過程において、生活保護基準の引き下げが行われることは必至であります。

言うまでもなく、生活保護は、憲法第25条に保証する健康で文化的な最低限度の生活を営むことを有するものであり、国民の最後のセーフネットであります。このように憲法25条に反する生活保護基準の引き下げに対して、日弁連でも重大な懸念、危惧を表明し、国に意見書を表明しています。

つまり、生活保護基準が下がれば最低賃金の引き下げにつながりかねないこと、また、今日、非正規労働者は働く人々の3割から5割に達していると言われ、生活保護基準の引き下げは、そうした人たちの生活をもおびやかすものであり、ひいては国内の経済低迷、需要を一層冷え込ませ、景気の回復にも悪影響を及ぼすことは明らかであります。

さらにつけ加えますと、生活保護基準は、ご承知のように、介護保険の保険料利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、地方税非課税基準、就学援助の給付対象基準などの施策適用基準にも連動しています。つまり、生活保護を利用している人たちの生活に影響を与えるだけでなく、広く市民国民全体にも大きな影響を与えるものであります。

よって、請願では、廃止された老齢加算を復活することを求めているとともに、国民生活の最低補償基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保証することは当然であるとして、保護基準の引き下げをしないことを求める内容の請願でありまして、これは市民の願いであると確信します。

なお、去る11日、請願を審議しました文教福祉常任委員会では、不正受給による是正の意見が出されました。もちろん、不正受給そのものは当然のこと許されるものではありません。しかし、この間マスコミで取りざたされましたタレントによる国会での自民党議

員による追及は、追及の意図が別にあるように考えられます。

ご承知のように、現行民法では、祖父母、父母、子ども、孫など直系血族と兄弟姉妹に扶養義務を定めていますが、成人となった子の親への扶養義務は無理のない範囲で行うというものであります。扶養内容や範囲は、当事者同士が実情に応じて話し合いで決めるものとされています。ですから、現在も、生活保護申請の際、福祉事務所は扶養義務のある親族に扶養意志の有無を確認しています。このため、親族に生活保護を申請したことを知られるのを嫌がり、申請しない人が少なくないのが実態です。そもそも、生活保護が必要な人たちの親族には扶養できる経済力のある人がほとんどいないのが実態です。

この件では、国会答弁で、当時、小宮山厚労相が、扶養できないことの証明義務を生活保護受給の事実上の条件にする法律改正の検討を表明しましたが、このような条件をつければ保護が必要な人がますます申請をためらい排除されかねません。仮に、無理に扶養をしたとしても、扶養される側もする側も共倒れになる危険があるものです。

人気が出てきたタレントの親の扶養という非常に特殊なケースを持ち出し、これを制度の欠陥であるかのような問題にすりかえ、生保制度の改正、つまり受給抑制を行うという、このような主張は許されないものと考えます。

また、2点目に、同じく先の常任委員会の審議で、全額国庫負担にすることは根本解決につながらないという意見がありました。かねてから、政府は生活保護費の国庫負担を現行の4分の3を3分の2にする動きや、また、この間、高齢加算の廃止を行い、国庫負担の削減を主張してきました。これは本来国が責任を負うべき財政負担を地方に押しつけるもので、これに対して全国の多くの自治体から強い批判の声が上がっています。

再三言っていますように、そもそも生活保護制度は憲法第25条に明記された健康で文化的な最低限度の生活を営むことを有することを国民に保証する最後のよりどころであります。ですから、そもそも、この制度は、第一義的には国が責任を負うべきことを原則としている制度であります。にもかかわらず、国庫負担を引き下げるとは、憲法、生活保護法の精神に反して、国の責任を後退させ、国民の生存権の侵害に拍車をかけるものであります。

以上、本請願は市民、国民の願いを反映したものであり、賛成するものであります。皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） 以上で通告による討論を終結いたします。

これより、議第92号から議第112号まで及び請願第3号について順次採決いたしま



す。

まず、議第92号から議第112号までの議案21件について、一括して採決をいたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案21件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第92号から議第112号までの議案21件については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号について採決をいたします。文教福祉常任委員長の報告は不採択とすべきものであります。

これより原案についてお諮りいたします。

請願第3号、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決しました。

追加議案として議第113号及び議第114号が、議員発議として発議第5号から発議第7号が、意見書として意見書第16号から意見書第19号が、また特別委員会の委員長より委員会の審査報告書が提出されました。

お諮りいたします。

議第113号及び議第114号、発議第5号から発議第7号まで、及び意見書第16号から意見書第19号まで、並びに特別委員会の審査報告についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、議第113号及び議第114号、発議第5号から発議第7号まで、及び意見書第16号から意見書第19号まで、並びに特別委員会の審査報告についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(三和郁子君) 追加日程第1、議第113号、工事請負契約について(篠原小学

校管理棟改築（建築主体）工事）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第113号、工事請負契約について（篠原小学校管理棟改築（建築主体）工事）について、ご説明申し上げます。

今回、改築工事を行う校舎は昭和35年と昭和41年に建築しており、築後52年、46年が経過しているため施設が老朽化しており、平成20年度に実施いたしました耐震診断における建物のI s値が0.26であること、また現地盤の支持力に対する基礎の状態が構造上危険な状態にあることと判断し、このたび改築工事を行うものであります。

今回の工事請負契約については、去る11月30日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額2億1,504万円、請負人を株式会社伊藤組湖南営業所所長樋口照和と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております議第113号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第113号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、議第113号については委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第113号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第113号、工事請負契約について（篠原小学校管理棟改築（建築主体）工事）については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第113号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第2）

○議長（三和郁子君） 追加日程第2、議第114号、野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、第15番、田中孝嗣議員の退場を求めます。

（第15番 田中孝嗣君 退席）

○議長（三和郁子君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議第114号、野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、欠員が生じています議員のうちから選出する監査委員に田中孝嗣さんを選任することについて、地方自治法第196号第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております議第114号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第114号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、議第114号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第114号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三和郁子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。  
これより議第114号について採決いたします。この採決は無記名投票にて行います。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 議長(三和郁子君) これより、投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

- 議長(三和郁子君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三和郁子君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

- 議長(三和郁子君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は無記名であります。投票用紙に、本案に同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演台に投票箱を設置しておりますので、演台に向かって左側より登壇して、右回りで投票をお願いいたします。

これより投票に移ります。事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

(職員点呼、投票)

- 議長(三和郁子君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三和郁子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 議長(三和郁子君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第7番、中島一雄議員、第8番、丸山敬二議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（三和郁子君） 投票の結果をご報告いたします。

投票総数 18票

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 9票

反対 9票

以上のとおり可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、本職において本案に対する可否を裁決いたします。本案については、本職は可決と裁決いたします。よって、議第114号は原案のとおり同意することに決しました。

田中孝嗣議員の入場を許可します。

(第15番 田中孝嗣君 着席)

(追加日程第3)

○議長（三和郁子君） 追加日程第3、発議第5号から発議第7号まで、野洲市議会基本条例の一部を改正する条例ほか2件を一括議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。発議第5号から発議第7号までについて。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、発議第5号、野洲市議会基本条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現行の地方自治法では、議会における公聴会の開催や参考人の招致につきましては委員会についてのみ規定されておりましたが、本年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律において、委員会のみならず本会議についても公聴会の開催や参考人の招致ができることになりました。このことから、議会基本条例において、関係する条文の一部を改正しようとするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

引き続き、発議第6号、野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

同じく本年9月5日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律におきまして、議会の委員会に関する規定が簡素化され、各自治体の条例に委任されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、法改正に伴い、議員の常任委員会の所属に関する規定や、特別委員会の委員の在任期間について、新たに条例に規定するとともにあわせて、委員会の委員の選任方法についても、本会議での表決を経た上での議長指名とするための改正をしようとするものであります。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の改正規定の一部において、その施行日が同法律の公布後6カ月以内の政令で定める日となっていることから、これに係る条例の改正規定を除き、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

続いて、発議第7号、野洲市議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を申し上げます。

発議第5号の野洲市議会基本条例の一部改正と同様、地方自治法の一部を改正する法律において、本会議においても公聴会の開催や参考人の招致ができることになったことから、関係する条文を加えようとするものでございます。

また、あわせて、本会議の議員の発言席についても、現状に即して関係規定の一部を改正するものであります。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の改正規定の一部において、その施行日が同法律の公布後6カ月以内の政令で定める日となっていますことから、これに係る本条例の改正規定を除き、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、3議案の提案理由の説明といたします。

皆さんのご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております発議第5号から発議第7号までの各議案について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第5号から発議第7号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、発議第5号から発議第7号までについては委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第5号から発議第7号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず、発議第5号、野洲市議会基本条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号、野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号、野洲市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を午後2時10分といたします。

(午後 1時50分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

(追加日程第4)

○議長(三和郁子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第4、意見書第16号から意見書第19号まで、米兵犯罪の根絶を求める意見書（案）ほか3件を一括議題といたします。

それでは、順次提出者の説明を求めます。まず、意見書第16号について。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、意見書第16号、米兵犯罪の根絶を求める意見書（案）についての提案説明を行います。意見書をごらんいただきたいと思います。

沖縄の米軍基地で米兵犯罪は、ことし8月18日に強制わいせつ致傷事件が、10月16日に女性暴行事件が相次いで発生いたしました。在日米軍は全兵士に対して午後11時から午前5時までの夜間の外出を禁止する等の指示を出したにもかかわらず、2週間前の命令を無視する形で、去る11月2日に米軍兵士による住居侵入、器物損壊、傷害事件、さらに、11月18日、普天間基地所属の米海兵隊の住居侵入事件が発生しました。この一連の犯罪は沖縄県民に強い衝撃と大きな不安を与えています。

1972年の施政権返還以降に引き起こされた米兵による刑法犯罪は5,747件のぼっており、これまで日米両政府は米軍犯罪に対して再発防止、綱紀粛正を繰り返してきたが、何ら効果がないことは一連の事件が証明しています。

米軍基地周辺での米兵犯罪の続発は、日米両政府が、戦後67年、沖縄復帰から40年を経た今日まで、事件事故が繰り返される現状を省みず、抜本的な解決先に取り組んでこなかった結果であります。よって、米兵犯罪の根絶のために、政府が沖縄県民初め米軍基地周辺住民の命と人権を守る抜本的な対策とともに、日米地位協定の抜本的な見直しを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第17号について。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 意見書第17号、被災者本位の復興予算配分を求める意見書（案）について、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災、今なお行方不明者が8,000人余も残され、懸命の捜査活動が続けられています。また、いまだに多くの被災者が避難所や自宅での不自由な避難生活を強いられ、明日の暮らしが見えない状況にいら立ちと不安を募らせています。東京電力福島第一原発事故は終息のめどが立たないまま、住民は住みなれた土地を



離れ、いつ戻れるかわからない日々を送っています。今、求められるのは津波、地震や原発事故で破壊された被災者一人一人の生活基盤を再建すること、そのための必要な支援を速やかにかつ具体的に行うことであり、政府と国会はそのために全力を集中すべきであります。

しかし、政府が示した東日本大震災からの復興の基本方針に基づく、いわゆる復興予算は、被災地復興との関係が疑われる事業に使われています。例えば、ベトナムへの原発輸出に向けた調査等委託費 5 億円、空洞化防止対策としてつくられた国内立地推進事業費補助金、大規模災害への対応を名目に軍事偵察衛星を整備する情報収集衛星施設整備費など、これらはマスコミからも復興名目に流用と指摘されるほどであります。

その一方で、被災者の医療、介護の負担軽減を打ち切るなど、無慈悲な対応に批判の声が出ているのは当然のことです。もとより、復興予算の主な財源は今後 10 年から 25 年にかけて住民税や所得税などであることから見ても、被災者本位の復興予算を組み立てることは当然であります。よって、政府は被災者の声を直接聞き、被災地のニーズを集約するシステムを設け、それに基づき被災地の生活と生業が再建できるよう全力を尽くすべきであり、被災地復興と無縁の事業については抜本的に見直し、組みかえることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

議員、皆様のご賛同を得られますよう、お願いいたします。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第 18 号について。

第 12 番、太田健一議員。

○12 番（太田健一君） 活断層の疑いのある原発は直ちに停止することを求める意見書（案）を朗読することによって、提案説明としたいと思います。

原子力規制委員会は、国内で唯一運転している関西電力大飯原発の敷地内にある破砕帯について、破砕帯が地震を引き起こす活断層の可能性もあるが、断定はできないとして、時間をかけた検証が必要としています。また、関西電力、美浜原発、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉もんじゅ、中部電力、志賀原発、東北電力原発でも現地調査を行う予定としています。

今回の調査で、関西電力大飯原発敷地内の破砕帯が活断層ではないかと指摘されていることから、2つの重要問題が明らかとなっています。1つは、原子力規制委員会の調査メンバーの全員が、F6 と呼ばれる破砕帯について活断層である可能性を否定できないこと

で一致している点。もう一つは、同規制委員会が発表した重大事故時の放射能拡散予測で、30キロ圏外にも基準を超える100ミリシーベルトの被害が広がることが明らかになったにもかかわらず、これを踏まえた事故時の避難計画も体制もないもとの運転を続けるのは、住民を重大な危険にさらすこととなります。

もともと、大飯原発3、4号機が国内の原発で唯一運転されているのは、関電管内での夏場の電力不足を理由に政府が再稼働を認めたためであります。しかし、実際には、原発を運転しなくても電力は足りていたことが明らかになり、しかも夏場も過ぎて運転を続けている根拠は失われています。よって、活断層であることが否定できない以上、政府は大飯原発3、4号機の稼働を直ちに停止する措置をとることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員の皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第19号について。

第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 2番、梶山幾世でございます。

次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

世界人口が今年（2012年）10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者です。一方、国内においても完全失業率を年齢階級別に見ると、2011年では15歳から24歳が8.2%（総務省統計局労働力調査）と最も高く、20年前と比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いております。

若者世代が安定した職を得られなければ、家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念されます。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題です。

国内の労働市場では、高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から、人材を海外に求める傾向を鮮明にしています。もはや若者の雇用不安は個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っています。また、非正規雇用の拡大で、若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは非正規でも一定の生活ができるよう、正規、非正規の処遇格差の改正を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務です。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならず、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっているといても過言ではありません。よって、政府におかれては、これらの諸課題を総合的に取り組む若者雇用担当大臣を設置し、国家戦略として、幅広い若者世代支援策を実施することを強く求めます。

記、1、環境や医療、介護、農業、観光といった新成長産業分野を初め、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。

1、非正規労働者から正規になりにくい状況から、正規、非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。

1、ワークライフバランスが社会で確立されるよう、関連する法整備や、仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。

1、上記課題を総合的に取り組む若者雇用担当大臣を設置し、若者雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位のご賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております意見書第16号から意見書第19号までについて質疑を行います。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、意見書第19号の次代を担う若者世代支援策を求める意見書（案）について質問していきたいと思っております。

先ほど提案説明がありましたように、中段のところに「若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念される」、また中段に、同じく「もはや若者の雇用不安は個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題」と言われました。

であれば、意見書の具体的項目であります。2項目めのところに、全体として雇用問題を中心に若者への支援策を求めているようには感じますが、しかし、今言いましたように、意見書案の2項目めのところでは、非正規から正規になりにくい状況から、正規、非正規でも処遇の改善が必要、あるいは非正規でも一定の生活ができる仕組みの構築が必要

とされております。

ということは、前段の文章と具体的な項目とは整合性が合っていないように思います。事実上、具体的な項目では、この間の非正規雇用労働体制を前提にしている追認した内容の項目だと私は思います。そういう意味では、本質的な解決につながらない、非正規労働を前提に認めるような内容の意見書と感じますが、その点はどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 今、小菅議員の質問にお答えしたいと思います。

小菅議員から、今回の2点目の質問に対して、非正規を認めているのではないかということですが、認める、認めないというよりも、ここにも申し上げておりますように、非常に今非正規労働者が多い現状で、もちろん正規に採用していただければ各企業が安定するわけですが、そのような状況では今はありません。そんな状況の中で、いかにして非正規労働者が本当に、非正規でも一定の生活ができるかどうかということが大きな課題となっております。そういうところで、今こういった非常になりにくい現状の状況から、どうすればいいかということ考えたときには、やはり、こういう非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築しない限り、この今の問題は解決できないということでございます。

先般、若者の雇用環境の改善に向けた対策はありますかという政党アンケートが日本青年団協議会で出されており、共産党さんの意見もここに出ておりましたけれども、私ども公明党といたしましては、ここで答えもしておりますように、環境、医療、農業などの新成長産業分野を中心に、若者を初めとする500万人の雇用の創出を目指し、若者雇用担当大臣を設置して、若者雇用の国家戦略を強力に推進していきますということと、産学間の連携を強化し、中小企業等とのマッチング支援や、ハローワーク等で早期から若者の就職を支援する体制を強化するなど、雇用のミスマッチの解消を図っていくということです。また、社会保険の適用拡大を初め、賃金、待遇等における正規、非正規の格差の解消を目指していくというふうに、このように答えております。

先ほど、追認するという言葉がありましたけれども、今は非正規も認めざるを得ない状況に置かれてるんですね。この人たちをどうして安定した生活ができるようにしていくかということも課題として取り組まなければ、皆、非正規を徹底的に正規にしていかなければ解決にならないというのは、非常に難しいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） 確かに、現状としては、非正規労働者が多いという現状はあるのは事実であります。しかし、それを認めざるを得ないという立場で意見書が構成されるのは、私はよくないと思うんですね。

そこで、これも意見書、先ほどちょっと紹介しましたが、意見書の中には、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築するということではありますが、先ほどから言ってますように、そういう立場でなく、一定の生活というよりも、労働者でしたら誰しもが普通の生活ができる、そういう雇用、労働環境を構築するのが、それを求めるのが私は当然だと思うんですね。

だから、若者の雇用、労働問題、現状を解決するのでありましたら、梶山さんも御承知だと思いますけど、この間、労働者派遣法が改正されまして、私どもから見たら改悪されまして、非正規労働、派遣労働を大幅に認め、大量の非正規労働者をつくり出した労働者派遣法こそ抜本的、これを改正しなければ根本的な解決につながらないと私は思うんですけど、その点はどうぞ認識なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 今の小菅議員の労働者派遣法などの抜本改正することが必要ではないか、これは当然だと思っております。この労働者派遣制度のさらなる改善に向けて、私たちが次のように考えております。

改正労働者派遣法を踏まえ、より多くの人々に多様な就業機会を提供し、労働条件の向上を図るため、人材派遣や業務請負などの人材サービス産業が有する機能を労働市場の機能の高度化や効率化のために、適正、有効に活用し、経済社会の発展に貢献できるように、さらなる制度の改善を図ってまいりたいということです。

また、雇いどめに対する派遣先の賠償責任を強化し、派遣労働者の処遇の均衡確保と昇進、昇格、正規雇用への転換の仕組みの整備なども行ってまいります。改正労働者派遣法に定められたマージン率の情報公開義務化による影響を踏まえ、教育訓練等の必要経費を除外した上で、適切な率となるような一定の規制の導入も検討してまいります。

また、製造業における派遣登録型派遣労働のあり方については、雇用の安定と労働者の保護、並びに中小企業等の労働力確保の観点も踏まえ、さらに検討を進めてまいりたい、このような考えでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） 一問一答ではないので、もう一回しかできないんですけども、改めて、まとめてというか、結論的にお聞きしたいと思いますが。

梶山さんもお承知だと思いますけど、今、非正規労働者が近年急増しておりますよね。それで、官民いろんな団体の調査があるわけですけども、例えば、ある労働団体の調査がありますが、15歳から24歳の若者の非正規の率は1990年で20%だったんですね。それが2012年では45.5%になっています。同じく、女性では、15歳から24歳の若者の非正規の率でありますけど、1990年では20.6%、2012年では52.6%。今、若者の半数前後は非正規なんですね。

そういう意味では、先ほど言われました小手先の労働者派遣法等の労働法制の改正ではとてもじゃないけど根本解決につながらない。今、十数年前にされました製造業への労働者派遣法の改正、製造現場に非正規労働者派遣をできる、そこが根本的な大きな問題になっておりますし、そういう立場での改正をしない限り、根本的な解決にはつながらないと思います。

それで、同じく項目の2つ目ではありますが、ここにも書かれておりますように、厚生年金や健康保険問題も含め、いろんな問題があるから仕組みを構築せよという問題ではありますが、年金でも健康保険でも、またこれは国、地方を問わず税収の問題でも、先ほど来言ってますように、非正規労働問題を抜本解決しない限り、幾ら対策をとっても解決をしないですね。

そもそも、非正規労働の皆さんの収入で、年金、保健、税収問題が対応できるのか、解決できるのか。これは決して極論ではなく、不可能に近いと私は思ってるんですね。そういう意味では、一定の生活ができるような仕組みを構築することと言われていますが、どういう構築をされるのか、私はそこがわからないのでお聞きしたいと思いますし。

改めてお聞きしますが、抜本的な法改正も含めた対応をしない限り、この意見書そのものが非正規労働を前提にした対応でありますので、それでは解決につながらないと思いますが、改めてその点をお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 第2番、梶山幾世議員。

○2番（梶山幾世君） 小菅議員の質問にお答えさせていただきます。

今この意見書は非正規の方を対象にしているんじゃないかということですけども、今回

のこの意見書については、非正規の方も含めた雇用の創出をしていかなければならない、雇用の創出をしない限り改善できないという問題も非常に大きい、先ほどおっしゃったように、50%の方が困っているという小菅さんのご指摘どおりだと思っただけですね。そういう点では、雇用も創出しながら、今現状、非正規で正規になれない人をどう守っていくか、収入が少ないので結婚もできない、それがまたああやって少子化になるという、これが大きな問題、野洲市でもそういう声をいっぱい聞いております。そういう解決をしていくために、今回このような意見書を出させていただいております。

厚生年金や健康保険問題、非常にこれは難しい、非正規の方が払っていくというのは今おっしゃったように難しい状況ですね。それでも、しっかりと払えていけるような処遇も考えていかなければいけないのではないかと。どちらかということですよ。正規にできないんだったら、非正規の方のやはり生活をしっかりと守ってあげなければいけない。両方、国は考えていかなければいけないと私は思います。

どのような仕組みを構築するのかというのは、今、私にどのようにしますということ問われても具体的なことはお答えできませんが。だから、国が、下にも書いてありますように、特に総合的に上記課題に取り組んでいただくために、例えば、若者雇用担当大臣までつくって、こういう大臣をつかって、一生懸命、若者の雇用対策に取り組まなかったら、ずっとこの状態が続きますよということで、こういう若者雇用対策についての国家戦略を具体的に示すようにということで、今回意見書を提出いたしておりますので、ぜひご理解いただきたいと思う次第でございます。

議員各位のご賛同、どうかよろしく願いいたします。

○議長（三和郁子君）

暫時休憩いたします。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（梶山幾世君） 一定の生活というのは、いろいろなレベルはあると思うんですけども、やはり厚生年金や健康保険等もしっかりと払えて安定した生活ができるということです。

よろしいでしょうか。

○議長（三和郁子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第16号から意見書第19号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第16号から意見書第19号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第16号から意見書第19号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(三和郁子君) 暫時休憩します。そのまま自席でお待ちください。

(午後 2時42分 休憩)

(午後 2時47分 再開)

○議長(三和郁子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、順次発言を許します。

まず、第8番、丸山敬二議員。

○8番(丸山敬二君) 第8番、丸山敬二です。

私は、意見書第18号、活断層の疑いのある原発は直ちに停止することを求める意見書に対しまして、反対の討論をいたします。

福島第1原子力発電所事故以来、原発の安全性がいろいろ議論をされていますが、これは当然のことです。二度と同様の事故を起こすまいとして、これを教訓に全国の原発は何重もの安全対策を実施しているところです。

しかし、最近、活断層に対する危険性が今までに増して議論されており、意見書に示されているとおり、関西電力大飯発電所ほかで現地調査も行われています。国の原子力規制委員会では、大飯原発のF6と呼ばれる破碎帯について、活断層とわかれば原発停止の可能性もあるとしながらも、結論には至っておらず、活断層の定義も明確でない中、また新たな安全基準もできていない現状で、政府に対し直ちに大飯原発3、4号機の停止措置を求めるのは筋違いであり、現地調査結果を受けて国の原子力規制委員会が判断すべきものであります。



今夏の電力について、結果として電力は足りたということですが、電気は生産と消費が同時に行われる生き物です。需要の変動が発電量に与える影響は非常に大きく、他社からの電力融通や老朽化した発電所の再投入により何とか急場をしのいだものであり、需要と供給に余裕がないぎりぎりの状態では、送電線の事故や発電所の事故が発生すると大停電に発展する恐れがあります。1965年のニューヨーク大停電、1987年の東京大停電ほかの事例にもあるように、停電復旧に何十時間も、またそれ以上を要する場合があります。

1つの例として、過日の中央道笹子トンネルの天井板の落下事故では、アンカーボルトが抜け天井板1枚が落下したことが引き金になり、連鎖的に110メートルもの落下に至ったものです。これと同じように、電力も受給が逼迫した状態で事故が起きると、それが引き金となり大停電に至る恐れがあります。計画停電では、このような事態を招かないための予防措置として、地域を定めて、あらかじめ停電させることにより、電力の安定供給をするための準備をしていたのです。

国の原子力安全委員会の田中会長は、昨日、「大飯原発の2基については、新たな安全基準に照らし合わせてとめるべきだとなればとめるが、今はただこうだと言える状況ではない」と述べて、大飯原発をすぐに停止させる考えはないという見解を示しました。冬季も夏季同様に電力は厳しく、原発の引き続きの安全運転と、この間における電力設備の点検を行って、この冬も安定な電力供給を願うものであり、何ら根拠もなく原発の運転停止を求める意見書に対しては反対するものです。

議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（三和郁子君） 次に、13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 意見書第18号、活断層の疑いのある原発は直ちに停止することを求める意見書に対しての賛成討論を行います。

この意見書（案）の中にも書かれているように、原子力規制委員会のメンバー全員が、F6と呼ばれる破砕帯について、活断層である可能性を否定できないということで一致しております。定義が明確になっていないのではなく、活断層である、そういった否定ができないということであるならば原子炉はつくってはならない。当然、今動いているのであるならば停止するというのは当たり前のことで、根拠がないというのではなくて、根拠があるから停止をとということをお求めしております。

もう一つ、規制委員会が発表した重大事故時の放射能拡散予測でも、30キロ圏内にも

基準を超える100ミリシーベルトの被害が広がることが明らかになっている。ということは、福島原発事故で動いていた原発がどのような状況になったかというのは、今もその被害が大きく広がっているという点においては、やはりこの原発は停止をしていく以外にないと思います。

今、計画停電、大停電というふうなことをおっしゃいました。企業の節電、また一般家庭、さまざまところで節電をし、何とか原子炉を動かすだけでなく自然エネルギーで行けるようにという、多くの国民が安全を求めたと思います。この冬も、北海道では5%の電力マイナスを言われて、本当に皆さん節電を頑張っておられます。湯水のように電力を使っていた時代から、やはり低エネルギー社会にどうしていくのかということが、今、国民の中で模索が始まっていると思います。

電力に関しまして、当面は火力発電を使いながら、そしてその間に自然エネルギーを常用化していく、これは原発の40倍のエネルギーを持つてるといって、日本は自然エネルギーの宝庫です。山と海が隣接している中で、さまざまな中小の水力発電も可能です。そういう意味におきまして、エネルギーの地産地消を進めていくということをやっていくことが必要であります。

まず何よりも国民の命、安全を優先にした社会を築いていくという、ここをしなければならぬと思います。国民の命、安全がなくて、経済が回るはずがありません。何よりも、こういった活断層の否定ができないような原発は直ちに停止していくという、これは国民大多数の願いである。

よって、本意見書の賛成討論といたします。

○議長（三和郁子君） これをもって討論を終結いたします。これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第16号、米兵犯罪の根絶を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第16号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第17号、被災者本位の復興予算配分を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第17号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第18号、活断層の疑いのある原発は直ちに停止することを求める意見書(案)は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第18号は否決されました。

次に、意見書第19号、時代を担う若者世代支援策を求める意見書(案)は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(三和郁子君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第19号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職より関係機関に提出いたします。

(追加日程第5)

○議長(三和郁子君) 追加日程第5、議会改革特別委員会及び都市基盤整備特別委員会の委員長より、委員会審査の報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

まず、議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

第14番、小菅六雄議員。

○14番(小菅六雄君) それでは、議会改革特別委員会の報告を行います。

去る7月23日の議会改革特別委員会におきまして、当特別委員会として取り組むべき課題として審査してまいりました、議会の議員定数及び議員報酬の見直しに係ります審査結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、野洲市議会基本条例第21条において、議員定数にかかわる条項でありま

すが、「議会は市民の多様な民意を反映した相当数の議員で構成される市民の代表機関であり、議員の定数は合議制機関にふさわしいものとなるようにしなければならない。議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする」と規定されています。

また、同じく第22条、議員報酬についてであります、「議員の報酬の改正に当たって、議員が議案を提出する場合においては、市政の現状及び課題、並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする」と規定されています。

これら議会基本条例の諸規定に沿って、当特別委員会におきまして、この間、7月23日、8月20日、9月25日、10月24日及び11月22日、5回の会議を開催し、審査をまいりました。

まず全国809市の議員定数や議員報酬の状況、さらには本市の職員の給料の状況等を調査・研究してまいりました。この全国の自治体の調査のうち、議員定数につきましては、人口5万人以上6万人未満の83自治体の状況につきましては最低で14人、最高で30人で、そのうち20人までの団体がおおむね半数を占めている状況でございます。また、本市と同様定数20の団体の構成比は22.9%でありまして、単純平均での議員定数は1団体21人で行いました。また、議員報酬については、人口5万人以上6万人未満の団体の単純平均は議員が36万3,100円となっております。また、本市の議員報酬の月額35万円については、本市の一般行政職の平均給与月額と同程度でございます。

そこで、この間の審査の中で、委員からは、議員定数については現状の定数を維持すべきであるとの意見と削減すべきであるとの意見が出されました。

現状の定数を維持すべきとの意見の理由につきましては、全国の人口5万人以上6万人未満の自治体の平均より本市の場合は1名少ないことから現行の20人が妥当な議員数である、市民の意見をくみ上げていく人数を確保するためには現状の定数でよい、定数の問題は市民の議会と議員活動に対する評価の問題であり、現状を維持し議会活動等を活発にすべきであるなどの意見が出されました。

一方、削減すべきであるとの理由については、市民の意見を踏まえると削減する必要がある、定数削減の請願が出された経緯を考えると請願に沿った削減が必要である、野洲市の現状と議員の役割を考えると削減の方向で十分議論すべきであるなどの意見でありました。

次に、議員報酬に関する意見につきましては、議員報酬は報酬審議会で決定されたもの

であり現行の報酬額が妥当である、若い世代に議員活動に専念してもらうためには報酬は下げるべきでない、本市の財政状況を考えるのであれば報酬の引き下げは必要である、議員活動の実働と市職員の平均給料を比較し検討すべきであるなどの意見でありました。

また、11月に3会場で開催いたしました議会報告会懇談会の参加者の皆さんの意見としましては、決して多くはありませんでしたが、市民の皆さんからご意見をいただきました。その主なものは、定数削減をすべきであるとの意見もありました。一方で、女性議員の参加を促すためには20名は必要等の意見がございました。報酬についても、相応の報酬をもらい相応の仕事をしてもらわなければならないなど、いろいろな意見がございました。

以上が当委員会でのこの間の審査状況ですが、定数削減と報酬の見直しにつきましては各委員から賛否両論、活発な意見、また市民の皆さんからも建設的なご意見が出されましたが、当特別委員会としましては、議員定数並びに報酬の見直しについて合意点・総意を見出すことは困難であると判断し、11月22日をもって審査を終了したところであります。

以上、議会改革特別委員会の議員定数及び議員報酬の見直しに係る審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） 次に、都市基盤整備特別委員会委員長の報告を求めます。

第6番、奥村治男議員。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男です。

都市基盤整備特別委員会報告をいたします。

去る4月19日から12月18日までの間、都市基盤整備特別委員会では、合計9回の会議を開催し、新病院整備可能性検討委員会の結果及び新病院整備可能性の提言を受けての今後の考え方を議題とし、新病院整備可能性について協議・検討を重ねてきました。また、あわせて、関連いたします野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の議事についても協議してきたところであります。

このような中、去る12月10日には、執行部から野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針（素案）が提出されました。当特別委員会では、本件を議題として審査し、最終的に12月18日の当特別委員会において、これまでの協議結果を踏まえて、採決の結果、賛成多数によりまして基本方針（素案）を承認することに決定いたしました。新病院整備に係るこれまでの当特別委員会における協議の中においては、各委員からさまざまな意見が出されてきました。

反対意見の主な2点について報告します。まず1点目に、野洲市が公立病院を整備することは、さらに市の財政を圧迫する可能性が高く、リスクの高い事業であり、今後の市民負担が危惧されること。2点目は、周辺地域の病院等を利用することで必要な医療サービスを受けることは可能であることというご意見でありました。

次に、賛成意見の主な2点について報告します。まず1点目に、市民の地域医療に対するニーズは高く、市民の安心・安全のために市内に看護や介護なしで通院できる距離に病院は必要であること。2点目に、一たん病院がなくなったら、将来的に中核的医療機関の確保は不可能になる、高齢者の観点だけでなく、若い子育て世代も病院がなくなることが心配であることというご意見でありました。

以上、都市基盤整備特別委員会の野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針（素案）に係る審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午後 3時31分 休憩）

（午後 3時45分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中孝嗣議員が湖南広域行政組合議会議員を辞職されました。

お諮りいたします。

湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、湖南行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第6）

○議長（三和郁子君） 追加日程第6、これより湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によるこ

とに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

湖南広域行政組合議会議員には、第19番、田中良隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました田中良隆議員を湖南広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご異議なしと認めます。よって、第19番、田中良隆議員が当選されました。

ただいま湖南広域行政組合議会議員に当選されました、第19番、田中良隆議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成24年第5回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る11月30日に招集させていただき、本日に至りますまで21日間でした。本定例会には、当初提案させていただきました専決処分の承認1件、補正予算関係8件、条例の一部改正5件、その他の議案8件の計22件、並びに追加提案させていただきましたその他1件、人事案件1件、あわせて合計24件につきまして慎重にご審議をいただき、すべての案件を原案のとおりお認めをいただきました。まことにありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

本定例会の一般質問におきましては、私の2期目のマニフェストを初めとして、交通対策、農業政策、福祉対策、教育対策、財政見通しなど、市政のさまざまな分野における

重要施策に対して、貴重なご意見やご提言を数多くいただきました。今回いただきましたご意見やご提言を真摯に受けとめ、市政運営に生かしてまいります。

平成24年度も3四半期が終わろうとしています。残された事業の推進を図るとともに10月に策定した平成25年度野洲市予算編成方針に基づき、厳しい財政状況が予想される中、また今後新しい行財政改革プランの策定が求められている中ではありますが、市民の元気と安心を伸ばすことを基本に、平成25年度予算の編成に当たってまいりたいと考えております。

さて、去る18日開催の市議会都市基盤整備特別委員会において、10日の同委員会におきまして市が提案いたしました野洲市中核的医療拠点のあり方に対する基本方針(素案)について、慎重にご審議の上、採決をいただきました。その結果は、先ほど委員長のご報告のとおり、賛成多数でご承認をいただきました。本年4月以降、9回の委員会審議に加え、各種調査・検討の上の結果であり、まことに貴重なご承認であると考えております。

しかしながら、新病院整備に関しては、昨年から検討委員会や市議会特別委員会、さらには市民懇談会などの場で十分な調査・検討と議論を尽くしてきたにもかかわらず、採決において市議会特別委員会全19名の委員のうち7名の反対があったことを重く受けとめております。新病院の整備は市民の受益が大きい半面、多大な財政負担が伴う野洲市の将来に大きく影響する課題の1つです。今後、新病院整備の可能性の検討を引き続き進めていくには、市民の総意を得る前提として、市議会の大多数の力強い賛同が得られることが欠かせないと考えています。

また、当然、反対の立場が存在することは承知をしておりますが、その場合でも、単に不安・心配の段階を超えて具体的な反対理由が示されない限り、今後の課題解決の作業が進められないと考えております。

これまでの間、検討に当たっては、市民を初め専門家、医療関係者等の多大なご協力をいただき、あわせてご期待もいただいております。しかし、今後の新しい行財政プランの策定過程で財政見通しを一層明らかにすること、また市民の皆さんに医療サービスの現状とあり方に一層のご理解をいただくなどの当分の間、新病院整備の可否を含め、検討を凍結したほうが望ましいのではないかと現時点では考えております。

なお、現在、並行して野洲駅南口周辺整備構想の検討を進めております。この検討におきましては、健康をテーマとして、駅前の魅力ある機能の1つとして、医療機能を含めての検討は継続してまいります。



最後に、ことしも残すところあとわずかとなり、慌ただしさがましてまいります。また厳寒に向かいます折から、議員の皆様にはご自愛くださいます、輝かしい新春をご家族の皆様とともに迎えになられますことを心からお祈り申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 議員の皆さんにおかれましては、新年を健やかに迎えになられますことを祈念申し上げます。また、新年におかれましても議会運営がスムーズにいきますように皆様のご協力をお願い申し上げます、これをもって平成24年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後3時52分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年12月20日

野洲市議会議長                      三 和 郁 子

署 名 議 員                      立 入 三 千 男

署 名 議 員                      太 田 健 一